

# 少額短期保険業の現状

主席研究員 船木 明彦

## 目 次

1. はじめに
2. 少額短期保険業の成り立ち
  - (1) 社会的関心の高まり
  - (2) 調査・検討
  - (3) 保険業法の改正
3. 保険業法
  - (1) 少額短期保険業
  - (2) 根拠法のある共済
  - (3) 根拠法のない共済
  - (4) 公益法人
4. 欧州での共済事業
5. 少額短期保険業の特徴および現状
  - (1) 少額短期保険業者の特徴
  - (2) 少額短期保険業者の現状
6. 今後の少額短期保険業
7. おわりに

## 1. はじめに

バブル崩壊後の 1990 年代において「根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）」が多数設立され、中にはマルチ商法による募集形態をとる共済の存在、消費者からの苦情の増加、オレンジ共済<sup>1</sup>による根拠法のない共済の詐欺事件などが契機となり、消費者保護のため、共済に対する規制についての検討を行うこととなった。2004 年 1 月より金融審議会金融分科会第二部会において約 1 年かけて検討が行われ、この間、総務省行政評価局が 2004 年 4 月から根拠法のない共済に関する調査を行い、結果が公表された。

このような背景のもと保険業法が 2005 年 5 月に改正、2006 年 4 月に施行され、新たに「少額短期保険業制度」が導入された。これにより、それまで根拠法のない共済として共済事業を行っていた共済団体は、最終的に保険会社の免許取得または少額短期保険業者への移行、もしくは廃業の選択をすることとなった。少額短期保険業者は、少額の補償金額と短期の保険期間をもつ保険のみ販売することが許され、保険会社の免許に比較すると、参入の条件や商品の審査などが緩和されているものの、登録申請時および商品改定時の保険料および責任準備金の算出方法書の保険計理人による確認、また保険会社と同様に保険募集人の登録、届出を行うことなどが必要となった。

本稿では、少額短期保険業に関して、制度新設の経緯、共済制度、少額短期保険業者の現状を説明するとともに、少額短期保険業の今後を見ていくこととする。

## 2. 少額短期保険業の成り立ち

### (1) 社会的関心の高まり

共済は、もともと限られた範囲内の者の間でお互いに助け合ういわゆる相互扶助という考えに基づき、その一団の構成員が金銭を出し合い、構成員の誰かが不慮の事故などを被った際に、集めていた金銭で救うというものであった。共済には、農業協同組合法など保険業法以外の他の法律で規制されている共済（根拠法のある共済）と、他の法律では規制されず、特定の者を対象としているため、保険業法による規制・監督が行われない共済（根拠法のない共済）があった。根拠法のない共済は規制されていなかったため、事業を行うにあたっても何ら法的規制がなく、1990 年代からさまざまな共済が設立され、特定の者を相手方として危険の引受を行う共済事業と不特定の者を相手方として危険の引受を行う保険業との区別がつきにくくなってきた。

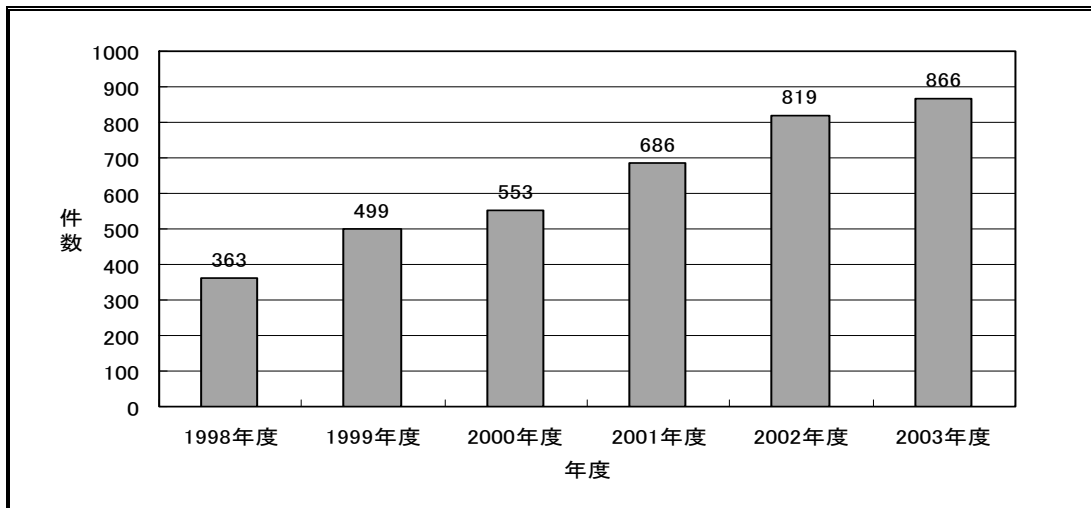
根拠法のない共済の多くは、純粋にその団体の構成員の相互扶助を目的として運営されていたものと思われるが、オレンジ共済のような共済の掛け金を集めたまま倒産してしまうような詐欺事件や、マルチ商法による募集などに対する消費者からの苦情も多くなり、社会問題として取り上げられるようになった。

---

<sup>1</sup> オレンジ共済、オレンジ介護共済などを運営していたオレンジ共済組合が、1996 年に倒産し、組合員にはほとんど支払が行われず、大きな消費者被害をもたらした。この事件で代表者などが詐欺罪で逮捕された。

独立行政法人国民生活センターのまとめによると、1998年から2003年における共済に関する相談件数および共済に関する相談のうちマルチ・マルチまがい取引に関する相談件数は図表1、2のとおりであり、年々増加する傾向にあった。

図表1 共済に関する相談件数



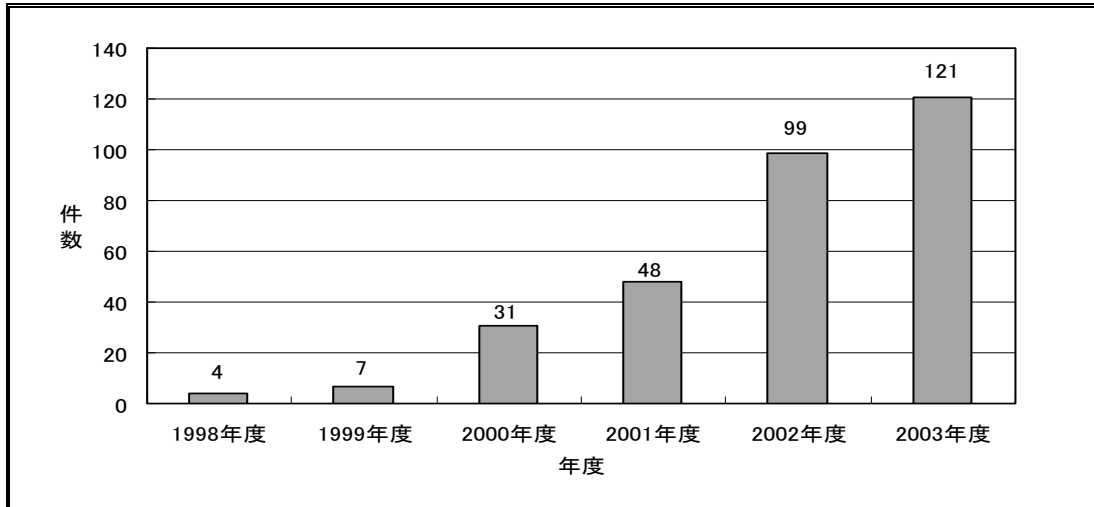
(注1) 数字は、全国消費生活相談情報ネットワーク・システムであるPIO—NETによる。

(注2) PIO—NETとは国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインで結び、消費生活に関する情報を蓄積・活用しているデータベースである。2003年度については、2004年5月10日現在までの入力件数。

(注3) ここでいう共済とは、生命共済、自動車共済、傷害共済、建物共済を合計した件数である。

(出典：独立行政法人国民生活センター 2004年6月4日 記者説明会資料「根拠法のない共済(いわゆる“無認可共済”)をめぐる現状等について」)

図表2 共済に関する相談のうち、マルチ・マルチまがい取引に関する相談件数



(注) PIO—NET 上、無認可共済に関する相談件数を検索できないため、共済に関する相談のうち、マルチ・マルチまがい取引として分類されているものの件数

(出典：独立行政法人国民生活センター 2004年6月4日 記者説明会資料「根拠法のない共済（いわゆる“無認可共済”）めぐる現状等について」)

## (2) 調査・検討

保険業法の改正に当たって、総務省行政評価局が2004年4月から10月にかけて調査を行い、「根拠法のない共済に関する調査結果報告書<sup>2</sup>（以下「調査報告書」）」として公表された。

公表された調査報告書は、共済を実際に実施している166の任意団体等による共済、85の企業内共済、119の公益法人等による共済を調査しており、この調査によると、任意団体等では加入者約276万人（回答を得た110団体）、掛金総額で約494億円（回答を得た116団体）、企業内共済で加入者約276万人（回答を得た75団体）、掛金総額40億円（回答を得た67団体）、公益法人等で加入者約1,639万人（回答を得た110団体）、掛金総額で約784億円（回答を得た104団体）となっていた。

また、調査結果から根拠法のない共済に関し、消費者保護の観点から対処すべきと考えられる行政上の課題も以下のとおり指摘された。

### ① 募集方法等

加入から共済金の支払または解約にいたるまでの相談の多くが、原因やその背景に募集時の募集方法等が関係していることから、募集方法等の適正性が確保されること。

<sup>2</sup> 総務省行政評価局・管区行政評価局・行政評価事務所の全国調査網により根拠法のない共済に該当すると思われる団体をインターネットや電話帳での検索、各種パンフレットの収集等により把握し、調査への協力が得られた370団体の説明等を基に分析したもの。

また、契約後に共済金支払等に関するトラブルが生じないよう、約款および契約書が確実に交付されること。

② 財務情報

活動内容の透明性を確保し、消費者の選択に資するため、少なくとも、正確な財務情報（貸借対照表と損益計算書（収支計算書））が開示されること。

③ 責任準備金

共済金支払義務の確実な履行のため、共済団体自らにおいて、責任準備金が適正に積立てられること。その際、その残高も、他の財務情報とともに開示されること。

また、その適正性を確保するため、少なくとも、具体的な算定方法が開示されること。

### (3) 保険業法の改正

そして、2005年5月に保険業法が改正され、根拠法のない共済に対しても保険業法が適用されることとなり、共済事業を継続するためには、保険会社の免許取得あるいは保険業法の改正で取り入れられた「少額短期保険業」の登録が義務付けられ、そのために2年間の移行期間が設けられた。また、この保険会社の免許取得あるいは少額短期保険業の登録までの移行期間中は、「特定保険業者」として共済事業の継続ができることとなった。

## 3. 保険業法

### (1) 少額短期保険業

2005年5月に改正された保険業法での最も重要な点は、「少額短期保険業」が導入されたことであるが、それまで保険業法の規制対象ではなかった共済に対して、保険業法で規制を行うことにより、情報開示、募集時の説明不足などによる保険契約者等の保護を図ることとしたものである。

改正された保険業法では、「少額短期保険業」とは保険業法上の保険業のうち、一定事業規模以内の範囲内において、少額・短期の保険の引受のみ行う事業と定義されている。それまで保険業を不特定の者を相手方として保険を引受ける事業と定義していた条文から、不特定の者を相手方としてという文言を削除し、共済を保険業法の保険業に含めた形である。

改正された保険業法により、根拠法のない共済は、保険業法で適用除外となるものを除き、2008年3月31日までに保険会社または少額短期保険業への移行、あるいは廃業し保有している共済契約を他の事業者に移転しなければならなくなった。この間、経過期間として根拠法のない共済は、金融庁への届出だけで、従来事業を継続できるものとした。この経過期間に限って従来事業を継続する事業者を特定保険業者と

保険業法で定義付けた。

保険業法（法 2 条 1 項）および保険業法施行令（令 1 条の 3、4）に定められた適用除外となる主な団体は以下のとおりである。

- 他の法律に特別の規定があるもの（J A 共済、都道府県民共済など）
- 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの（市町村交通災害共済など）
- 会社等またはその役員もしくは使用人が構成する団体がその役員もしくは使用人またはこれらの者の親族を相手方として行うもの（会社内共済制度など）
- 労働組合がその組合員またはその親族を相手方として行うもの（労働共済など）
- 学校またはその学生が構成する団体がその学生または生徒を相手方として行うもの
- 地縁による団体がその構成員を相手方として行うもの
- 1,000 人以下の者を相手方とするもの

2006 年 4 月 1 日以降、共済事業を行っている団体で、改正された保険業法で適用除外となっていない団体は、2 年間の移行期間中に以下のいずれかを選択しなければならなかった。

- 財務局に「特定保険業者」として届出を行い、移行期間中に「少額保険業者」としての登録申請を行う。
- 財務局に「特定保険業者」として届出を行い、移行期間中に「保険会社」としての免許申請を行う。
- 廃業する

財務局に「特定保険業者」として届出を行い、移行期間中に廃業するあるいは移行期間後 1 年間の猶予期間に廃業することも可能である。ただし、保険業法の改正時に廃業を選択する場合も含め、廃業するに当たっては、どのケースにおいても財務局への届出、承認が必要となり、新しい契約は引き受けることができず、共済金の支払に最後まで責任を持つ必要がある。廃業時に契約が継続している場合には、その契約を他の少額短期保険業者あるいは保険会社に移転する必要がある。

登録に当たっては、その業務内容については、保険契約者等の保護の観点から、事業開始にあたって一定の保証金の供託や、資産運用、保険募集などにおいて保険業法に基づく各種の規制が適用となる。

改正された保険業法では、少額保険業の登録に際して、以下の場合には登録を拒否される（法 272 条の 4）。

- 株式会社や相互会社でない場合（NPO 法人等除く）
- 資本金等の額が 1,000 万円に満たない場合
- 会社や役員に行政処分歴があるもの等の場合
- 保険契約の内容が保険契約者等の保護にかける恐れのあるもの等の場合
- 業務を的確に遂行することができる人的構成を有しない場合 等

また、保険業法は、法施行後 5 年以内に、少額短期保険業制度等を含め、保険業に係る制度について検討を行い、必要な措置を講ずることとなっている（法附則 38 条 2 項）。

## (2) 根拠法のある共済

根拠法のない共済に対するものとして、根拠法のある共済があり、保険業法の改正では、適用除外となっているが、これらの共済についても簡単に説明する。

根拠法のある共済には、農業協同組合による共済（以下「JA 共済」）、全国労働者共済生活協同組合連合会による共済（以下「全労済」）、全国生活協同組合連合会による都道府県民共済、日本生活協同組合連合会（日本生協連）による CO・OP 共済などがある。これらは、それぞれに共済を規制する法律を持ち、監督官庁は金融庁ではないが、共済の運営団体を規制する主務官庁が監督を行っている。代表的な根拠法のある共済について、図表 3 にその概要を示す。

図表 3 主な根拠法のある共済の概要

代表的な共済	共済団体	根拠法	主務官庁	共済開始	契約件数
JA 共済	全国共済農業協同組合	農業協同組合法	農林水産省	1948 年	5,634 万件
JF 共済 (漁協の共済)	全国共済水産業協同組合	水産業協同組合法	農林水産省	1951 年	80 万件
全労済	全国労働者共済生活協同組合	消費生活共同組合法	厚生労働省	1957 年	3,340 万件
都道府県民共済	日本生活協同組合	消費生活共同組合法	厚生労働省	都民共済 1983 年	631 万件
CO・OP 共済	全国生活協同組合	消費生活共同組合法	厚生労働省	1984 年	3,393 万件
生命共済・傷害共済	中小企業共済共同組合	中小企業等共同組合法	経済産業省	1969 年	266 万件

(注) 契約件数は、2007 年度の実績

(出典：各種資料をもとに当研究所にて作成)

これら根拠法のある共済のうち、国が関与して出資または運営費等の国庫負担を受けている共済団体を除いた 2007 年度の契約件数、共済金額（保険金額）、共済掛金（保険料）、支払共済金（保険金）の実績<sup>3</sup>は図表 4、5、6、7 のとおりである。

**図表 4 契約件数**

共済種類	件数（万件）	割合（%）
生命共済	5,544	36.0
年金共済	465	3.0
火災/建物共済	3,482	22.6
傷害/交通災害共済	3,478	22.6
自動車共済	1,712	11.1
その他	705	4.6
合計	15,385	100.0

（注）件数の合計は、四捨五入の関係で各共済数字を足した数字とはあわない。

（出典：日本共済会「共済年鑑 =2009 年版=」（共済と保険 12 月号別冊）をもとに当研究所にて作成）

**図表 5 共済金額（保険金額）**

共済種類	金額（億円）	割合（%）
生命共済	4,290,332	37.5
年金共済	60,477	0.5
火災/建物共済	5,846,497	51.0
傷害/交通災害共済	1,085,434	9.5
自動車共済	—	—
その他	167,697	1.5
合計	11,450,436	100.0

（注1）自動車共済の共済金額は非表示

（注2）割合は、自動車共済を除いて算出

（注3）金額の合計は、四捨五入の関係で各共済数字を足した数字とはあわない。

（出典：日本共済会「共済年鑑 =2009 年版=」（共済と保険 12 月号別冊）をもとに当研究所にて作成）

<sup>3</sup> 国の災害補償法に基づく共済のうち、農業災害補償法が規定する任意共済は、国庫補助を受けないため実績に含む。



**表 6 共済掛金**

共済種類	金額（億円）	割合（％）
生命共済	35,512	51.1
年金共済	9,645	13.9
火災/建物共済	17,587	25.3
傷害/交通災害共済	756	1.1
自動車共済	5,669	8.2
その他	292	0.4
合計	69,170	

(注) 金額の合計は、四捨五入の関係で各共済数字を足した数字とはあわない。

(出典：日本共済会「共済年鑑 =2009年版=」(共済と保険 12月号別冊)をもとに当研究所にて作成)

**表 7 支払共済金（保険金）**

共済種類	金額（億円）	割合（％）
生命共済	24,321	50.8
年金共済	7,197	15.0
火災/建物共済	12,347	25.8
傷害/交通災害共済	431	0.9
自動車共済	3,347	7.0
その他	233	0.5
合計	47,876	100.0

(出典：日本共済会「共済年鑑 =2009年版=」(共済と保険 12月号別冊)をもとに当研究所にて作成)

また、共済ではないが、改正された保険業法で根拠法のある共済と同様、他の法律に特別の規定があるものとして除外されているものには、健康保険（健康保険法）や介護保険（介護保険法）などの社会保険がある。

2005年5月の改正された保険業法において、協同組合共済や労働組合共済など根拠法のある共済は、保険業法の適用除外とされたが、改正前の保険業法では、保険業は不特定の者を相手方として危険の引受を行うものであったものが、改正された保険業法では相手方の特定、不特定は問わないものとなっていることから、根拠法のある共済も事実上保険業法に取り込まれたといえる。また、2008年6月に改正された保険法においても、改正前は、共済契約には商法の保険に関する規定は直接には適用されないとされていたものが、今回共済契約にも保険法の適用があることが明記された（保険法2条1号）。

### (3) 根拠法のない共済

根拠法のない共済には、保険業法の改正のきっかけとなった任意団体による共済のほか、企業内での共済、労働組合による共済や小規模な共済なども含まれている。企業内での共済、労働組合による共済などは共済の引受について構成員の自治のみによ

る監督を理由に自己責任を問うことが可能な団体であり、共済の引受を主目的とした団体との区分が明確であること、また小規模な共済は、小規模であることにより影響が少ないということで改正された保険業法の適用から除外されている。

企業内での共済や労働組合による共済などの保険業法の適用除外となっている共済、また2008年3月までに保険会社あるいは少額短期保険業者となったものを除き、2006年9月までに特定保険業者としての登録を行った根拠法のない共済（2008年3月までに保険会社の免許取得申請あるいは少額短期業者としての登録申請を行っているものは除く）は、2008年4月以降、新たな加入者の引受をすることは認められていない。また、2009年3月までにすべての契約を他の保険会社あるいは少額短期保険業者に移転しなければならない。

#### (4) 公益法人

2008年12月1日より公益法人制度改革法が施行された。これにより、今まで公益法人が行っていた共済については、新法人への移行により、公益性の認定の有無にかかわらず、従来の主務官庁による監督がなくなり、保険業法の規制対象になる<sup>4</sup>。

新法人への移行登記を行うまでの移行期間(2008年12月1日より最長5年間)は、法律上「特例民法法人」として従来と同様に主務官庁の監督の下で共済事業を行うことができるが、新法人登記後も共済事業を継続するためには、新法人の登記までに少額短期保険業の登録、または保険会社を設立し免許を取得あるいは消費者生活共同組合法などを根拠法とする制度共済を設立し契約を譲渡する必要がある。

今後、公益法人制度改革法により、一般社団法人、一般財団法人の設立は登記だけでできるが、公益性の認定は、申請に対し民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき内閣総理大臣または都道府県知事が認定することになる。

## 4. 欧州での共済事業

EC 保険指令では、保険会社と共同組合や相互組合などの相互団体を基本的に同様に取扱っているが、個別の条項において共同組合や相互団体に対しては緩和措置や例外措置を認めている。

EC条約 48 条の定義規定で協同組合などの団体は事業体として営利会社と同一と捉えられており、EUの税制関連でも基本的に保険会社と同様の取扱いとなっている。

イギリスにおける保険事業および共済に相当する事業の規制・監督は、2001年12月に施行された2000年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）を根拠法として、金融サービス機構（Financial Services Authority :FSA）が規制当局として監督を行っている<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 改正された保険業法の適用除外に該当すれば、保険業法の適用とはならない。

<sup>5</sup> 詳細は、損害保険事業研究所「主要国における共済制度の現状と方向性について」（2004.9）第三章イギリスを参照。

ドイツにおいては、相互扶助的な要素が強いものとして、対象者や地域を限定した「小組合」が行うものがあるが、これらも保険事業として、連邦金融監督庁（BaFin）あるいは州により監督が行われている<sup>6</sup>。

フランスにおいては、共済に類似する相互的組織として、保険相互組合、相互扶助組合、プレボワイヤンス機関、農業相互保険金庫があるが、この監督はすべて保険・共済監督委員会が行っている<sup>7</sup>。

## 5. 少額短期保険業の特徴および現状

### (1) 少額短期保険業者の特徴

少額短期保険業は保険会社と同様に、保険を業とするものであるが、一般的に保険会社がさまざまな商品を販売するのと比べると、保険の種類も少なく、補償内容を限定した従来の保険会社が扱わないような商品を扱うものが多くなっている。それは、改正された保険業法において、保険会社と少額短期保険業者を明確に区分し、少額短期保険業者の参入を容易にしているとともにも保険の内容が限定されたものとなっていることにも関係している。

以下、保険会社と少額短期保険業者との主な違いを説明する。

#### a. 免許・登録

保険会社として事業を行うためには、内閣総理大臣の免許を受けなければならない（保険業法（以下「法」）3条1項）が、少額短期保険業者は内閣総理大臣の登録を受ければ、事業を行うことができる（法272条1項）。

#### b. 商号・名称

保険会社の社名には、生命保険、損害保険、火災保険、海上保険など生命保険会社、損害保険会社であることを示す文字を使用することが必要である。しかし、少額短期保険業者については定めがなく、どのような社名でもかまわない。ただし、少額短期保険業者は、少額短期保険会社という社名以外、保険会社が使用する生命保険、損害保険を示す称号・名称を使用することはできない（法7条、272条の8、則211条の22）。

#### c. 事業規模

保険会社は事業規模についての規定はないが、少額短期保険業者については少額事業者（年間収受保険料が50億円以下）でなければならない（法272条2項、保険業法施行令（以下「令」）38条）。

<sup>6</sup> 詳細は、損害保険事業研究所「主要国における共済制度の現状と方向性について」（2004.9）第IV章ドイツを参照

<sup>7</sup> 詳細は、損害保険事業研究所「主要国における共済制度の現状と方向性について」（2004.9）第V章フランスを参照

#### **d. 生命保険、損害保険の兼営**

同一の保険会社が、生命保険と損害保険の免許を受けることはできない（法 3 条 3 項）が、少額短期保険業については該当する規定がなく、生命保険、損害保険を同一の会社・団体で行うことができる。

#### **e. 会社形態**

保険会社、少額短期保険業者とも、株式会社または相互会社でなければならない（法 5 条の 2、272 条の 4）。

ただし、特例措置として、NPO 法人等既に法人格を取得して 2006 年 4 月 1 日時点で保険を引き受ける事業を行なっている団体については、2006 年 9 月 30 日までに届出を行った上で、基金額等必要な要件を満たして少額短期保険業者の登録を、原則として 2008 年 3 月 31 日までに受けることにより、NPO 法人格のまま、引き続き「保険業」を行うことが可能であった。

また、少額短期保険業者の登録を受けた NPO 法人は、他の事業を行うために「特定非営利活動に係る事業」及び「その他の事業」について承認を受けることが必要である（法附則 15 条）。

#### **f. 資本金・基金**

保険会社の資本金または基金の額は、10 億円以上でなければならない（法 6 条、令 2 条の 2）が、少額短期保険業者では 1,000 万円である（法 272 条の 4 1 項 2 号および令 38 条の 3）。

#### **g. 商品審査**

保険会社は、約款の変更、保険料の変更等を行う場合、事前に認可を受けなければならない（法 123 条、一部届出制あり）。

少額短期保険業者では、事前に届出を行うことで足りる。ただし、これが保険料変更等の場合は、保険計理人が確認した結果を記載した意見書を提出する必要がある（法 272 条の 19）。

#### **h. 保険期間**

保険商品の保険期間については、保険会社には定めがないが、少額短期保険業者の場合は 1 年以内、ただし損害保険（医療保険、傷害保険、海外旅行傷害保険を除く）については 2 年以内となっている（法 2 条 17 項、令 1 条の 5、法 3 条 5 項）。

#### **i. 保険金額**

保険金額について、保険会社では定めがないが、少額短期保険業者の場合は、1 被

保険者について次の金額以下となっている（法 2 条 17 項、令 1 条の 6）。

- 生命保険：300 万円
- 医療保険、傷害保険（死亡を除く）：80 万円  
ただし、重度障害保険、特定重度障害保険を除く
- 重度障害保険：300 万円
- 特定重度障害保険：600 万円
- 傷害保険（死亡）300 万円
- 上記以外の損害保険：1,000 万円

また、1 被保険者あたりの保険金額の合計額は 1,000 万円（個人賠償責任保険を含んだ場合は 2,000 万円）を限度とする（法 272 条の 13、令 38 条の 9 1 項、保険業法施行規則（以下「則」）211 条の 29）。ただし、2006 年 4 月以前からの共済団体（特定保険業者）であった少額短期保険業者および特定保険業者から保険契約の移転を受けた少額短期保険業者は、2013 年 3 月まで、日本国内の保険会社に再保険を付することにより、保険金額の上限が以下のとおり緩和される（法附則 16 条 1 項、2 項、令附則 3 条）。

- 生命保険：1,500 万円
- 医療保険、傷害保険（死亡を除く）：240 万円  
ただし、重度障害保険、特定重度障害保険を除く
- 重度障害保険：1,500 万円
- 特定重度障害保険：3,000 万円
- 傷害保険（死亡）3,000 万円
- 上記以外の損害保険：5,000 万円

#### **j. 被保険者数**

保険会社については定めがないが、少額短期保険業者においては 1 保険契約者での被保険者の数は 100 人までとなる（令 38 条の 9 2 項）。

#### **k. セーフティネット**

経営破綻時の保険契約者への保険金支払を確保するため、保険会社は、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とした保険契約者保護機構に加入しなければならないとされている（法 265 条の 3）。

少額短期保険業者は、保険契約者保護機構へ加入することはできない(法 265 条の 2)。しかし、保険契約者保護のため必要かつ適当なものとして金銭の供託または少額短期保険業者責任保険契約の締結をしなければならないとされる(法 272 条の 5)。

この供託額は、事業開始年度については 1,000 万円、翌年度以降は 1,000 万円に前事業年度の年間収受保険料の 5/100 を加えた額とされている(令 38 条の 4、則 211 条の 9)。

#### **i. 資産運用**

保険会社の資産運用は、有価証券、不動産、金銭債券、短期社債、金地金、金銭の貸付、預金または貯金、デリバティブ取引など多様な方法が認められている(法 97 条 2 項、則 47 条)が、その運用方法によってそれぞれ額の制限がある(則 48 条 2 項)。

一方、少額短期保険業者の資産運用は、規模も小さく、安全性の観点から、保険会社と比べると、銀行その他金融機関への預金、国債、地方債、政府保証債など限定されたものになっている(法 272 条の 12、則 211 条の 27)。

#### **m. 募集人登録制度**

マルチ商法まがいの募集行為が行われていた根拠法のない共済の例もあったことから、少額短期保険業者の募集人についても、損害保険会社と同様、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととされている(法 276 条)。

#### **n. ディスクロージャー制度**

少額短期保険業者についても、保険会社と同様、業務および財産の状況に関する説明書類、いわゆるディスクロージャー資料を作成し、本店事務所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとされている(法 111 条、272 条の 17、則 211 条の 37 2 項)。

#### **o. 外部監査**

保険会社は、外部監査が義務付けられている(法 5 条の 2)。

資本金または基金が 3 億円以上の少額短期保険業者は、開示される書類の適正性を確保するため、保険会社と同様、外部監査が義務付けられている(法 272 条の 41 項 1 号、令 38 条の 2)。

#### **p. 保険料控除**

生命保険会社の販売する一般の生命保険、個人年金保険、および損害保険会社の販売する地震保険の保険料については、法の定める金額を年間の総所得金額等から控除することができるが、少額短期保険業者の販売する保険についてはこの対象となつて

いない（所得税法 76 条、77 条）。

以上の内容をまとめると図表 8 のようになる。

**図表 8 保険会社と少額短期保険業者の比較**

項目	保険会社	少額短期保険業者
設立時の免許・登録	免許	登録
商号・名称	生命保険、損害保険、火災保険、海上保険など生命保険会社、損害保険会社であることを示す文字を使用することが必要	規定なし。ただし、保険の文字を使用する場合は、少額短期保険のみ。
事業規模	制限なし	年間収受保険料 50 億円以下
損保、生保の兼営	不可	可
会社形態	株式会社または相互会社	原則株式会社または相互会社
最低資本金・基金	10 億円以上	1,000 万円以上
商品審査	認可または届出	届出
保険期間の限度	制限なし	損害保険 2 年 生命保険・医療保険 1 年
保険金額の上限 (1 被保険者あたり)	制限なし	すべての保険の合計額で 1,000 万円。個人賠償責任保険を含む場合 2,000 万円。また、保険種目ごとに以下の金額 生命保険：300 万円 傷害・医療保険：80 万円 重度障害保険：300 万円 特定重度障害保険：600 万円 傷害死亡保険：300 万円 損害保険：1,000 万円
1 保険契約者に係る被保険者の総数の限度	制限なし	100 人
セーフティネット	契約者保護機構	なし。 ただし、供託金の制度あり。 供託金の額は以下のとおり。 初年度：1,000 万円 2 年目以降：1,000 万円＋年間収受保険料の 5%
資産運用	有価証券、不動産、金銭債権、短期社債、金地金、金銭の貸付、預金または貯金、デリバティブ取引など	金融機関への預金、国債、地方債、政府保証債など限定的
募集人登録制度	あり	あり
ディスクロージャー制度	あり	あり
外部監査	必要	資本金（基金）3 億円以上の事業者は必要
税法上の保険料控除	あり	なし

(出典：各種資料より当研究所にて作成)

## (2) 少額短期保険業者の現状

事業者の種類は、成り立ちから分類すると根拠法のない共済から特定保険業者を経て少額短期保険業者となったもの、共済は行っておらず、今回直接少額短期保険業者となったもの、認可保険会社の子会社として少額短期保険業者となったものがある。

根拠法のない共済が引き続き、2年間の経過措置期間中に営業を行う場合には、特定保険業者として、2006年9月末までに届出を行うことが義務付けられたが、特定保険業者の届出を行った根拠法のない共済団体は389団体あった。

2008年11月17日現在、全国で少額短期保険業者として登録した会社・団体は合計53社・団体になる。そのほかに保険業法改正前に共済事業を行っていたいわゆる無認可共済のうち保険会社に移行したものは損害保険会社1社、生命保険会社2社の合計3社あった。

登録した少額短期保険業者の内訳を根拠法のない共済からの移行か新規か、団体の形態、扱い保険種類により区分すると図表9、10、11のようになる。

共済事業からの移行は登録した業者の2/3をしめているが、金融庁の集計によれば2008年3月31日までに特定保険業者として届出があった430団体からすれば1/10程度である。会社形態としては株式会社、相互会社あるいはNPO法人等の団体が可能であるが、1つのNPO法人を除き、52社は株式会社の形態を取っている。取扱保険種類としては、家財と生命・医療保険で80%以上を占め、次いでペット保険があり、そのほかに見舞費用、傷害、地震費用などがある。

図表12には、現在登録されている少額短期保険業者の一覧を示す。

少額短期保険業者の事業主体としては、前身の共済会であるもののほか、事業会社、保険会社の子会社などもある。

図表9 移行・新規の区分

移行・新規区分	移行	新規	合計
会社・団体数	34	19	53

(出典：日本少額短期保険協会の資料をもとに当研究所で作成)

図表10 会社形態の区分

会社形態	株式会社	NPO法人	合計
会社・団体数	52	1	53

(出典：日本少額短期保険協会の資料をもとに当研究所で作成)



図表 11 取扱保険種類の区分

保険種類	会社・団体数
家財	22
生命・医療	21
ペット	6
見舞費用	2
傷害	1
地震費用	1
合計	53

(出典：日本少額短期保険協会の資料をもとに当  
研究所で作成)

図表 12 少額短期保険業者一覧

(2008年11月17日現在、登録日順)

社名	登録財務局、登録番号	登録年月	共済からの移行 または新規	取扱種目
日本震災パートナーズ(株)	関東財務局、第1号	2006年10月	新規	地震費用
ペット&ファミリー少額短期保険(株)	関東財務局、第2号	2006年11月	新規	ペット
エクセルエイド少額短期保険(株)	関東財務局、第3号	2007年6月	新規	生命・医療
アクア少額短期保険(株)	近畿財務局、第1号	2007年7月	移行	家財・個賠
ジャパン少額短期保険(株)	関東財務局、第5号	2007年10月	新規	家財・個賠
MC少額短期保険	関東財務局、第6号	2007年11月	新規	生命・医療・個賠
エテルナ少額短期保険(株)	関東財務局、第7号	2007年11月	新規	家財・個賠
いきいき世代(株)	関東財務局、第8号	2007年11月	移行	医療
ミレア日本厚生少額短期保険(株)	関東財務局、第10号	2007年12月	移行	家財・個賠
エイ・ワン少額短期保険(株)	近畿財務局、第2号	2007年12月	移行	家財・個賠
(株)アソシア	関東財務局、第11号	2007年12月	新規	家財・個賠
日本アニマル倶楽部(株)	東北財務局、第1号	2008年1月	移行	ペット
(株)宅建ファミリー共済	関東財務局、第12号	2008年2月	移行	家財・個賠
ぜんち共済(株)	関東財務局、第14号	2008年2月	移行	生命・医療・個賠
日本住宅少額短期保険(株)	近畿財務局、第3号	2008年2月	移行	家財・個賠
ブロードマインド少額短期保険(株)	関東財務局、第15号	2008年3月	移行	生命・医療
(株)全管協共済会	関東財務局、第16号	2008年3月	移行	家財・個賠
リロ少額短期保険(株)	関東財務局、第17号	2008年3月	新規	弔慰見舞金
(株)メモリード・ライフ	関東財務局、第18号	2008年3月	新規	生命・医療
NP少額短期保険(株)	関東財務局、第19号	2008年3月	移行	見舞金
(株)アイペット	関東財務局、第20号	2008年3月	移行	ペット
富士少額短期保険(株)	関東財務局、第21号	2008年3月	移行	傷害・生命・医療
Aライフ(株)	関東財務局、第22号	2008年3月	移行	家財・個賠
エース賃貸少額短期保険(株)	関東財務局、第23号	2008年3月	移行	家財・個賠
ペットメディカルサポート(株)	関東財務局、第24号	2008年3月	移行	ペット
エス・シー少額短期保険(株)	中国財務局、第1号	2008年3月	移行	生命・医療
フローラル共済(株)	東北財務局、第2号	2008年3月	移行	生命・医療
もつとぎゅっと少額短期保	関東財務局、第25号	2008年3月	移行	ペット

社名	登録財務局、登録番号	登録年月	共済からの移行 または新規	取扱種目
險(株)				
レオパレス少額短期保険(株)	関東財務局、第26号	2008年3月	新規	家財・個賠
エヌシーシー少額短期保険(株)	関東財務局、第27号	2008年3月	移行	家財・個賠
ベル少額短期保険(株)	福岡財務支局、第1号	2008年3月	移行	生命・医療
ABC少額短期保険(株)	関東財務局、第28号	2008年5月	新規	医療
NPO 法人アビリティクラブ たすけあい	関東財務局、第29号	2008年5月	移行	生命・医療・ 個賠
ジック少額短期保険(株)	関東財務局、第30号	2008年5月	移行	家財・個賠
(株)クローバー少額短期保険	関東財務局、第31号	2008年5月	新規	医療
常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道財務局、第1号	2008年5月	移行	家財・個賠
フェニックス少額短期保険(株)	福岡財務支局、第2号	2008年5月	新規	生命・医療
レキオス少額短期保険(株)	沖縄総合事務局、第1号	2008年5月	移行	家財・個賠
東日本少額短期保険(株)	東北財務局、第3号	2008年6月	移行	家財・個賠
(株)学校安全共済会	東海財務局、第1号	2008年6月	移行	傷害・賠償
(株)エージー・メンバーズ	東海財務局、第2号	2008年6月	新規	生命
ライズ少額短期保険(株)	関東財務局、第32号	2008年6月	新規	医療
ユニバーサル少額短期保険(株)	関東財務局、第33号	2008年6月	移行	家財・個賠
(株)住宅保障共済会	関東財務局、第34号	2008年7月	移行	家財・個賠
(株)FPC	中国財務局、第2号	2008年7月	新規	ペット
ヒューマンライフ少額短期保険(株)	関東財務局、第35号	2008年8月	新規	生命・医療
プレミア少額短期保険(株)	関東財務局、第36号	2008年8月	移行	生命・医療
旭化成ホームズ少額短期保険(株)	関東財務局、第37号	2008年9月	移行	家財・医療
(株)ミニンシュラー	関東財務局、第38号	2008年9月	移行	生命・医療
フォーリーフ少額短期保険(株)	関東財務局、第39号	2008年9月	移行	生命・医療
日本共済(株)	関東財務局、第40号	2008年10月	移行	家財・賠償
(株)大地共生ネット	関東財務局、第41号	2008年10月	新規	医療
(株)SANKO 少額短期保険	近畿財務局、第5号	2008年11月	新規	家財

(注) 関東財務局登録第4,9,13号および近畿財務局第4号は取られていない。

(出典：日本少額短期保険協会ウェブサイト)

## 6. 今後の少額短期保険業

共済は、本来限られた範囲内の者の間でお互いに助け合ういわゆる相互扶助という考えに基づき、事業が行われてきた。そのため、共済事業を行う者もボランティアで行うことなどもあり、掛金も保険会社の保険料と比較すると安価で必要な保障が得られるなどのメリットもあった。しかし、根拠法のない共済が保険として規制されることによって、人件費、システム構築、募集に当たって重要事項説明書の交付、意向確認書の取付け、契約者保護機構のない旨を書面交付により説明し保険契約者から当該書面を受領した旨の署名または押印を取るなどコストが大きくなる。これによ

り、保険として引き受けるには保険料が共済に比べ高くなってしまふ、あるいは保障の内容が縮小されるなどという消費者にとって不利益になるようなことも起こる。この点については、今後、保険会社を含め保険業を行う者にとって、コストの削減、引受ノウハウの蓄積などにより、いかに保険料を抑え、今まで共済に加入していた消費者のニーズにあった商品を提供していくかということが重要であり、使命としていかなければならないことだと考える。少額短期保険業者のウェブサイトを見る限り、多くの会社はインターネットによる、あるいはインターネットを中心とした募集を行っており、募集コストの削減を行っているように思われる。

それと同時に、保険事業として継続していくためには、利益も上げる必要がある。このためにもコストの削減、保険契約の増大は必要なことである。現時点では、少額短期保険業というものの存在も広く知られておらず、今後どのように消費者にアピールし、契約を増やしていくかが重要である。少額短期保険業者のウェブサイトを見ると、5年後には、少額短期保険業者として黒字を達成しようとしている会社もある。共済から少額短期保険業への移行に当たっては、ITシステムの構築、保険業務を的確に遂行する人的な手当て、供託金など、今までの共済事業に比べランニング・コストがかかるようになってきている。また、事業の安定化には契約数の増加は必須であるが、実際契約数を大きく伸ばすためには、宣伝費等のコストも必要になるものと思われ、加えて、設立時の初期投資が大きい。これらの状況を考えると5年後の収支黒字化を目指すには経営努力が必要であろう。

いずれにしても、コストの削減は重要なことであり、収入保険料に対するコスト割合を削減するための効率化には、契約量の増加が最も効果的である。しかし、少額短期保険業は保険業法により年間収受保険料が50億円以下と定められており、契約量の増加も制限があるといわざるを得ない。このことからすると、今後、少額短期保険業者は、保険会社が引き受けられないような商品に特化していくのか、保険会社に転換していくのかを見極めていかなければならないと考える。

保険会社と同様、少額短期保険業者においても、2008年6月の保険法の改正により、約款、帳票類、実務の検討、見直しを行う必要があり、これらの対応も早急に行っていかなければならない。

2009年3月末には、現在特定保険業者として事業を行っている者は契約を移転し廃業することになる。それまでに、契約を受け入れる保険会社あるいは少額短期保険業者に、すべての契約を移転することが必要であるが、契約の内容によっては、契約を受け入れる側の保険会社や少額短期保険業者が現れないということがありえないか。この点も気になるところである。

## 7. おわりに

保険業法の改正により、消費者保護の向上が図られたことは確かであり、多くの共済

制度が保険業法の規制の下で行われることとなり、一般消費者に対する信頼性も高まったものといえる。しかし、まだ一般には少額短期保険業というものに対する理解は十分とはいえない。今後、保険会社にはない消費者のニーズにあった商品の開発により、広く消費者に理解されることが必要である。

金融審議会の報告でもあったように、今後、少額短期保険業者として特にニーズの高い分野に特化することにより少額短期保険業を継続する、保険会社の代理店等を兼営し、他の保険会社の商品に自らの少額短期保険商品を組み合わせて、市場に商品を提供していくなども検討していくことが必要になってくるのではないかと考えられる。

共済事業の基本的な考え方としての構成員の相互扶助を、そのまま少額短期保険事業で行うことはできないとしても、消費者のニーズにあった商品を安価に提供することは追求していく必要がある。今後も消費者の利益の向上を目指し、保険の社会生活にとっての重要な位置づけを維持していくことは、少額短期保険業だけに限らず、保険業界全体として努力していかなければならないことである。

### <参考資料>

- ・石井秀樹「無認可共済への規制で再編の波 厳しい「ミニ保険会社」の行く手」 エコノミスト 2008.12.2
- ・「「いわゆる『無認可共済』問題の総合的検証」－平成 17 年度大会共通論題－ 質疑応答」 保険学雑誌第 592 号 (2006.3)
- ・大石正明『根拠法のない共済と新しい保険会社－保険業法改訂と今後の展開の可能性』保険毎日新聞社 (2005.6)
- ・押尾直志「協同組合保険としての共済と「無認可共済」に関する考察－保険経済論から見た本質的相違を中心に－」 保険学雑誌第 592 号 (2006.3)
- ・押尾直志「新保険業法と自主共済について」 2006 年 10 月 25 日 新保険業法と自主共済についての勉強会レジュメ (2006.10)
- ・押尾直志「共済をめぐる情勢と展望」 2008 年 9 月 10 日「共済の今日と未来を考える東京懇話会」 結成 1 周年記念学習会
- ・押尾直志監修、共済研究会編『共済事業と日本社会 共済規制はなにをもたらすか』保険毎日出版社 (2007.6)
- ・週刊東洋経済 2008.11.29 「少額短期保険は早くもピンチ？混乱が続く無認可共済の行方」
- ・新川浩嗣、端本秀夫、赤平吉仁『無認可共済の法規制－保険業法改正のコンメンタール』金融財政事情研究会 (2005.10)
- ・総務省行政評価局「根拠法のない共済に関する調査結果報告書」 (2004.10)
- ・損害保険事業総合研究所『主要国における共済制度の現状と方向性について』 (2004.9)
- ・田爪浩信「少額短期保険業者が行う「再保険等によるリスク移転」のあり方」 保険学雑誌第 592 号 (2006.3)
- ・日本共済協会「共済年鑑 2009 年版 (2007 年度 事業概況)」 (2008.12)
- ・崎崎良「保険業法及び保険契約法 (仮称) における共済の位置付け－共済の独自性を維持するために－」 平成 19 年度日本保険学会大会
- ・保井俊之、豊田真由子、白藤文祐『保険業法 少額短期保険業のポイント Q&A』保険毎日新聞社 (2006.10)

### <参考サイト>

- ・アイペットウェブサイト <http://www.ipet-ins.com/>
- ・アイリオ生命保険ウェブサイト <http://www.airio.co.jp/>
- ・旭化成ホームズウェブサイト <http://www.asahi-kasei.co.jp/>
- ・アドリック損害保険ウェブサイト <http://www.adlick.co.jp/>
- ・アニコム損害保険ウェブサイト <http://www.ani-com.com/>
- ・いきいき世代ウェブサイト <http://www.i-sedai.com/>
- ・エクセルエイド少額短期保険ウェブサイト <http://www.excelaid.co.jp/>
- ・エージャー・メンバーズウェブサイト <http://www.ag-members.com/>
- ・エス・シー少額短期保険ウェブサイト <http://www.sc-ssi.co.jp/>

- ・エムエフピーライフ準備会社ウェブサイト <http://www.mfplife.com/>
- ・大阪府ウェブサイト <http://www.pref.osaka.jp/>
- ・行政改革推進本部事務局ウェブサイト <http://www.gyokaku.go.jp/>
- ・金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・クローバー少額短期保険ウェブサイト <http://www.clover-ins.com/>
- ・公益法人協会ウェブサイト <http://www.kohokyo.or.jp/>
- ・国民生活センターウェブサイト <http://www.kokusen.go.jp/>
- ・セールス手帳社 FPS 研究所ウェブサイト <http://www.fps-net.com/>
- ・全管協共済会ウェブサイト <http://www.zk2.jp/>
- ・ぜんち共済ウェブサイト <http://www.z-kyosai.com/>
- ・全労災ウェブサイト <http://www.zenrosai.coop/>
- ・常口セーフティ少額短期保険ウェブサイト <http://www.safesafe.co.jp/>
- ・電子政府の総合窓口ウェブサイト <http://www.law.e-gov.go.jp/>
- ・都民共済ウェブサイト <http://www.tomin.jp/>
- ・内閣府 NPO ホームページウェブサイト <http://www.npo-homepage.go.jp/>
- ・日経テレコン 21 ウェブサイト <http://www.telecom21.nikkei.co.jp/>
- ・日本生活共同組合連合会ウェブサイト <http://jccu.coop/>
- ・日本少額短期保険協会ウェブサイト <http://www.shougakutanki.jp/>
- ・日本震災パートナーズウェブサイト <http://www.jishin.co.jp/>
- ・ヒューマンライフ少額短期保険ウェブサイト <http://www.humanlife-s.co.jp/>
- ・プレミア少額短期保険ウェブサイト <http://www.premier-ssi.co.jp/>
- ・ペット&ファミリー少額短期保険ウェブサイト <http://www.petfamilyins.co.jp/>
- ・保険毎日新聞社ウェブサイト <http://www.homai.co.jp/>
- ・毎日新聞社ウェブサイト <http://www.mainichi.co.jp/>
- ・みどり生命保険ウェブサイト <http://www.midori-life.com/>
- ・ミレア日本厚生少額短期保険ウェブサイト <http://www.millea-nkssi.co.jp/>
- ・読売新聞ウェブサイト <http://www.yomiuri.co.jp/>
- ・ABC 少額短期保険ウェブサイト <http://www.abc-hoken.co.jp/>
- ・FPC ウェブサイト <http://www.fpc-pet.co.jp/>
- ・JA 共済ウェブサイト <http://www.ja-kyosai.or.jp/>
- ・JF 共済ウェブサイト <http://www.kyosuiren.or.jp/>
- ・MFP 共済会ウェブサイト <http://www.mfp.or.jp/>
- ・MSN 産経ニュースウェブサイト <http://www.sankei.jp.msn.com/>
- ・MC 少額短期保険ウェブサイト <http://www.mcssi.co.jp/>
- ・NP 少額短期保険ウェブサイト <http://www.np-ins.jp/>